

筑西広域市町村圏事務組合職員の懲戒処分の公表基準

平成 28 年 4 月 26 日  
訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定に基づく懲戒処分を行った場合の当該懲戒処分の内容等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の公表基準)

第 2 条 職員の懲戒処分の公表基準については、筑西市職員の懲戒処分の公表基準（平成 28 年筑西市訓令第 4 号）の例による。

附 則

この訓令は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。